

第129回日商簿記3級 第1問 仕訳問題類題 問題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

現	金	当	座	預	金	受	取	手	形	売	掛	金					
前	払	金	他	店	商	品	券	仮	払	金	車	両	運	搬	具		
支	払	手	形	買	掛	金		前	受	金	商	品	券				
当	座	借	越	未	払	金		借	入	金	所	得	税	預	り	金	
仮	受	金		引	出	金		売		上	仕					入	
給		料		旅	費	交	通	費	租	税	公	課	支	払	手	数	料
支	払	利	息														

1. 得意先高千穂商店より掛け代金 ¥ 100,000 の回収として、同店振出しの小切手を受け取り、ただちに当座預金口座に預け入れた。ただし、当座預金口座の残高は ¥ 30,000 の借越しとなっている。
2. 商品運搬用の軽自動車 3 台 @ ¥ 300,000 を購入し、代金のうち半額については小切手を振り出して支払い、残額については翌々月から 5 か月の分割払いとした。なお、購入に伴い発生した手数料 ¥ 60,000 は現金で支払った。
3. 商品 ¥ 100,000 を売り上げ、代金は当店発行の商品券 ¥ 80,000 および他店発行の商品券で受け取った。
4. 従業員の出張にあたり、旅費の概算額 ¥ 50,000 を予め渡していたが、本日、出張から戻ってきたため旅費の精算を行い、残額 ¥ 10,000 を現金で受け取った。
5. 店舗にかかる固定資産税 ¥ 100,000 および店主個人にかかる所得税 ¥ 200,000 を、現金で納付した。

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	当座借越	30,000	売掛金	100,000
	当座預金	70,000		
2	車両運搬具	960,000	当座預金	450,000
			未払金	450,000
			現金	60,000
3	商品券	80,000	売上	100,000
	他店商品券	20,000		
4	旅費交通費	40,000	仮払金	50,000
	現金	10,000		
5	租税公課	100,000	現金	300,000
	引出金	200,000		

・解説

1. 当座取引に関する問題です。

当座取引に関しては、【当座預金勘定と当座借越勘定を使う 2 勘定制】と【当座勘定のみを使う 1 勘定制】の 2 つの処理方法が考えられますが、この論点は簿記 3 級の頻出論点なので、どちらも必ず押さえておきましょう。

本問は、問題に列挙されている勘定科目に**当座預金・当座借越勘定がある（当座勘定がない）**ので、2 勘定制で処理すると判断します。

■当座預金勘定と当座借越勘定を使う 2 勘定制（解答）

当座を増加させるような取引（商品の売上や有価証券の売却など）の場合は、まず当座借越があるか確認します。当座借越があればそれを相殺したうえで残りを当座預金勘定に計上し、ない場合は全額をそのまま当座預金勘定に計上します。

逆に、当座を減少させるような取引（商品の仕入や有価証券の購入など）の場合は、まず当座預金の残高があるか確認します。当座預金の残高があればそれをゼロになるまで減額したうえで残りを当座借越勘定に計上し、ない場合は全額をそのまま当座借越勘定に計上します。

本問は、問題文に「当座預金口座の残高は ¥ 30,000 の借越しとなっている」とあるので、まずは当座借越勘定を減額し、預入額との差額 70,000 円（=100,000 円 - 30,000 円）を当座預金勘定で処理します。

★解答仕訳

(借) 当座借越 30,000 / (貸) 売掛金 100,000
 (借) 当座預金 70,000

■当座勘定のみを使う 1 勘定制（参考）

参考までに 1 勘定制による場合の仕訳も確認しておきましょう。当座に関する仕訳は全て「当座勘定」を使って機械的に処理するだけなので 2 勘定制よりも簡単です。

☆参考仕訳

(借) 当座 100,000 / (貸) 売掛金 100,000

当座取引に関する問題は、第 100 回の問 2や第 103 回の問 5、第 104 回の問 2、第 105 回の問 1、第 114 回の問 5、第 121 回の問 5、第 122 回の問 2、第 125 回の問 5、第 129 回の問 1、第 133 回の問 1、第 135 回の問 5、第 136 回の問 5、第 137 回の問 1でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 固定資産の購入に関する問題です。

建物や車両、備品、土地などの固定資産を購入したさいに、不可避免的に発生した費用（付随費用）は**購入原価に含めて処理**します。本問の「**購入に伴い発生した手数料 ¥ 60,000**」も、購入原価に含めて処理しましょう。

購入代価 = 3 台 × @300,000 円 = 900,000 円 付随費用（手数料） = 60,000 円

購入原価 = 購入代価 900,000 円 + 付随費用 60,000 円 = **960,000 円**

なお、商品売買取引以外で発生した未払債務 450,000 円（=900,000 円 ÷ 2）は、**未払金**で処理します。うっかり買掛金で処理しないように気をつけてください。

- ・商品売買取引に伴い発生した未収債権・未払債務 → 売掛金・買掛金
- ・商品売買取引以外で発生した未収債権・未払債務 → 未収入金・未払金

固定資産の購入に関する問題は、第 100 回の問 5や第 101 回の問 4、第 106 回の問 1、第 109 回の問 3、第 113 回の問 3、第 116 回の問 2、第 118 回の問 2、第 123 回の問 3、第 128 回の問 5、第 132 回の問 3、第 139 回の問 2、第 143 回の問 4、第 145 回の問 4、第 148 回の問 4、第 150 回の問 1でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 売上取引・商品券に関する問題です。

まず、問題文の「**代金は当店発行の商品券 ¥ 80,000 ～で受け取った**」から、以前に発行した**商品券の額面金額を支払う義務が消滅**したことが分かるので、商品券勘定を 80,000 円減額します。

★解答①（当店発行の商品券を受け取ったときの仕訳）

(借) 商品券 80,000 / (貸) 売上 80,000

また、問題文の「**他店発行の商品券で受け取った**」から、新たに**商品券の額面金額を受け取る権利が発生**したことが分かるので、他店商品券勘定を 20,000 円（=100,000 円 - 80,000 円）増額します。

★解答②（他店発行の商品券を受け取ったときの仕訳）

(借) 他店商品券 20,000 / (貸) 売上 20,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

商品券に関する問題は、第 103 回の問 4や第 104 回の問 3、第 114 回の問 1、第 118 回の問 5、第 120 回の問 2、第 124 回の問 1、第 138 回の問 5、第 145 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 仮払金に関する問題です。

解答にあたっては、まず仮払時の仕訳をイメージしましょう。

☆参考・仮払時の仕訳

(借) 仮 払 金 50,000 / (貸) 現金 など 50,000

上記の仕訳を踏まえたうえで、仮払金 50,000 円のうち 10,000 円は**現金**で戻ってきたので現金で処理し、残りの 40,000 円 (=50,000 円-10,000 円) を**旅費交通費**で処理します。

★解答仕訳

(借) 現 金 10,000 / (貸) 仮 払 金 50,000

(借) 旅費交通費 40,000

■仮に旅費が 80,000 円だった場合は？

旅費の実際発生額が仮払時の概算額よりも多かった場合、従業員が不足分を立て替えた形になります。

よって、旅費が 80,000 円だった場合は、不足分 30,000 円 (=80,000 円-50,000 円) を従業員に支払って精算します。

☆参考・実際発生額>概算額の場合の仕訳

(借) 旅費交通費 80,000 / (貸) 仮 払 金 50,000

(貸) 現 金 30,000

仮払金に関する問題は、第 100 回の問 4や第 110 回の問 3、第 115 回の問 5、第 119 回の問 4、第 124 回の問 4、第 146 回の問 5でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 資本の引き出し・租税公課に関する問題です。

店舗にかかる固定資産税を納付した場合は**租税公課**で費用処理し、店主個人にかかる所得税を会社が肩代わりして納付した場合は**資本の引き出し**として処理します。

なお、本問は問題で列挙されている勘定科目の中に引出金がある（資本金がない）ので、資本の引き出しに関する仕訳は**引出金**で処理します。

・店舗にかかる固定資産税（100,000 円）：**租税公課**で費用処理

・事業主の所得税（200,000 円）：**引出金**で処理

資本の引き出しに関する問題は、第 102 回の問 3や第 106 回の問 4、第 107 回の問 2、第 111 回の問 3、第 114 回の問 2、第 117 回の問 5、第 122 回の問 1、第 125 回の問 2、第 126 回の問 5、第 127 回の問 5、第 133 回の問 3、第 135 回の問 4、第 136 回の問 1、第 139 回の問 4、第 145 回の問 1、第 147 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

租税公課に関する問題は第 106 回の問 4や第 107 回の問 2、第 111 回の問 3、第 122 回の問 1、第 125 回の問 2、第 127 回の問 5、第 133 回の問 3、第 135 回の問 4、第 137 回の問 2、第 139 回の問 4、第 141 回の問 5、第 146 回の問 3、第 147 回の問 2、第 150 回の問 5でも出題されているので、こちらもあわせてご確認ください。